

平成 26 年度第 3 回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成 27 年 3 月 3 日（火） 13 時 30 分～15 時 20 分

■場 所 石狩市役所 5 階 第 2 委員会室

■出席者【審議会委員】後藤委員・北原委員・柏野委員・鈴木委員・浅井委員・向井委員・白戸臨時委員

【事務局】沢田保健福祉部長・桑島福祉総務課長・田森高齢者支援課長・池田子育て支援課長・伊藤障がい支援課長・長谷川地域包括支援課長・高井福祉総務課主幹・宮福祉総務課主査・加藤高齢者支援課主査・宇野高齢者支援課主査・白川高齢者支援課主査・中野高齢者支援課主査・大西子育て支援課主査・石倉障がい支援課主査・鈴木障がい支援課主査・岩本地域包括支援課主査・社会福祉協議会 大林事務局長・久保田地域福祉課長

■欠席者 若狭委員・佐藤委員

■傍聴者 なし

■会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問書交付

4 諮問事項に関する行政説明

5 審 議

（1）石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」について（諮問案件）

6 報 告

（1）石狩市障がい者福祉計画について

（2）石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について

（3）石狩市子ども・子育て支援事業計画について

7 そ の 他

8 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開 会

○高井主幹

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

定刻となりましたので、これより平成 26 年度第 3 回石狩市社会福祉審議会を開催します。

はじめに、議事に入ります前に、臨時委員の委嘱状交付を行います。

この度の諮問案件であります、「石狩市地域福祉計画 新・りんくるプラン」のご審議にあたり、「石狩市地域福祉計画をつくる会」代表を務めていただいております、旭川大学保健福祉学部教授の「白戸一秀」様を、社会福祉審議会条例第 4 条の規定に基づき、臨時委員として委嘱させていただきました。

恐れ入りますが、委嘱状につきましては、席上に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、白戸代表より簡単に自己紹介をお願いいたします。

(白戸委員 自己紹介)

○高井主幹

有難うございました。

本日の資料に審議会委員名簿を配付しております。席上に置いておりますので、ご確認願います。

それでは、本日の審議会を進めて参ります。

本日は、佐藤委員と若狭委員より欠席される旨のご連絡をいただいておりますが、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の 2 分の 1 以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、先に送付した次第のとおりですが、配付の資料について確認させていただきます。

(配付資料確認)

それでは、本審議会の開会にあたりまして、後藤会長よりご挨拶をいただきます。

2 会長挨拶

○後藤会長

(会長挨拶)

3 諮問書交付

○高井主幹

有難うございました。

続きまして、会議次第 3 の「諮問書交付」ですが、沢田保健福祉部長から後藤会長へ、本審議会に附する「諮問書」をお渡ししたいと存じます。

(諮問書を読み上げ、会長に渡す。)

○沢田部長

(諮問書交付)

『石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」について』

○高井主幹

委員の皆様には、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事を会長にお渡しいたします。

会長、進行をよろしくお願いいたします。

4 諮問事項に関する行政説明

○後藤会長

引き続き、進めさせていただきます。

一週間ほど前に、皆様のところに資料をお渡ししましたが、その中に、議案の次第が載っています。その中に、審議事項の 1 「石狩市地域福祉計画 新・りんくるプラン」についてが一番目にあり、2 に報告事項として「①石狩市障がい者福祉計画について ②石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について ③石狩市子ども・子育て支援事業計画について」と、報告事項が後になっておりましたが、本日の検討資料の 4 枚目に計画の位置づけという一覧表の中に、石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」がございしますが、それをつくり上げていく土台となったものが下にあります。「健康づくり計画」「子ども・子育て支援事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「高齢者保健福祉計画」というもので、この三計画に基づいてこの「新・りんくるプラン」がつくられております。

したがいまして、報告を先に行っていただき、その後に「新・りんくるプラン」について議論することが妥当かと思いますので、報告事項を先にさせていただきます。

では、一番初めに「石狩市障がい者福祉計画について」説明願います。よろしくお願いいたします。

5 報告

○伊藤課長

私からは「第 3 期障がい者計画及び第 4 期障がい福祉計画」を統合いたしました「石狩市障がい者福祉計画」の素案につきましてご報告、ご説明をさせていただきます。

この計画案は、現在策定されております「石狩市障がい者福祉計画」が、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で実施されまして、今年度で終了することから新たに策定しようとするものです。

この計画につきましては、障がい者に関わる地域の様々な法人や事業所、学校、行政等で構成されます「石狩市地域自立支援協議会」の中に計画策定のためのプロジェクトチームを設けて審議を行い、この計画の素案の策定に至っております。

それでは、資料 4 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 の計画策定にあたって、1 計画策定の趣旨、2 計画策定の基本的な考え方でございますが、これは、今申し上げたとおり、現在の石狩市障がい者計画が今年度で終了しますが、現計画が策定されてから今まで、国において様々な法律や制度の改正ございました。例えば、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの法律の改正がございましたことから、こういった法律の改

正や制度の変更に伴い、これらを踏まえ、障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、この計画を制定しようとするものです。

3 の計画の性格及び位置づけでございますが、この「石狩市障がい者福祉計画」については、障害者基本法に基づきます「第 3 期障がい者計画」、いわゆる「基本計画」というものですが、これと、障害者総合支援法に基づきます「第 4 期障がい福祉計画」いわゆる「行動計画」、この二つから構成されております。

次に、4 の計画の期間でございますが、この計画につきましては、国や北海道が制定する計画との整合性から、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間としております。

基本計画の「第 3 期障がい者計画」は 6 年間、行動計画の「第 4 期障がい福祉計画」につきましては、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間と、制定していこうというものでございます。

5 ページの上の方にスケジュールなどが載っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

なお、平成 29 年度には、次の障がい福祉計画の策定に合わせて障がい者計画の中間評価を行う予定としております。

次に、6 ページから 10 ページでございますが、第 2 といたしまして「障がいのある人の状況」ということで、石狩市内における、障がいに関する手帳の所持者の数を、「身体」「知的」「精神」と分けまして 18 歳未満、18 歳以上 65 歳未満、65 歳以上ということと分類をしています。

次に 7 ページの中段以下に、「訪問系」「居住系」「日中活動系」「児童」ということで、障がい福祉サービス利用状況の記載をしております。

8 ページから 10 ページまでは、石狩市内にございます障がいに関する事業所ということで記載しております。

次に 11 ページでございますが、第 3 といたしまして「障がいのある人の現状と課題」を記載しております。1 の「障がいのある人を取り巻く現状」では、国連における障害者の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的・総合的な国際条約「障害者の権利に関する条約」とこの条約の批准に向けた様々な国内法の整備の経緯につきまして記載しております。

2 の「石狩市における現状と課題」では、本市の障がい者に関わる課題について、その検討の場として「石狩市地域自立支援協議会」を設置しまして、更にはその問題を解決するため、設置している作業チームについて記載をしております。

12 ページには「石狩市地域自立支援協議会」の説明と、これまでの活動における成果、中段には組織の構成図を記載しております。

12 ページ下段から、課題解決のために自立支援協議会の中に設置しております「作業チーム」につきまして、名称と内容について記載をしております。

13 ページの中段以降から 14 ページにかけましては、市内の障がいの当事者団体を含む、障がいに関する関係団体から聴取いたしました様々な意見につきまして記載をしております。いただいたご意見のうち、この計画の中では網羅出来ない意見もございましたが、これらのご意見を踏まえまして、今回の計画素案を作成したところでございます。

次に、15 ページ、第 3 期障がい者計画、基本計画でございますが、「基本理念」というところで、住み慣れた地域で、誰もがお互いに支え合い、その人らしく、心豊かに安心して暮らし続け

ることはすべての人の願いであることから、障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活を営み幸せを実感することができるまちの実現を目指して、「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」を、この計画の基本理念と定めていきたいと考えております。

この理念を実現するため、3つの視点から計画を考えます。

1つ目は、「共生のまち」です。これまで「障がい」はその人が持っている特性だけから生じるものと考えられてきましたが、それだけではなく、そうした個人の特性のために、日常生活において不便であったり、さまざまな活動に参加できなかったりするのには、社会の仕組みの方に問題があるのではないのかという考え方「障がいの社会モデル」を広めていくことが、共生のまちづくりを進めていくために最も大切なものの一つだと考えています。

2つ目は、「安心して心豊かに暮らせるまち」です。障がいのある人が安心して地域で暮らせるように、障がいのある人に配慮した防災、情報保障の体制づくりを推進するほか、権利擁護体制を充実していきます。

3つ目は、「自分らしく生き生きと生活できるまち」です。障がいのある人が、住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくためには、在宅生活を支える様々な福祉サービスの充実が必要となりますので、障がいのある人の生活について幅広く相談に応じ、誰もがその人らしい生活を送ることができるように、より一層の福祉サービスの充実を目指します。

16 ページには、この基本理念と、3つの視点、さらに施策の方向性について、その体系を図式化して記載しております。

それぞれ3つの視点の中の施策の方向ということで、それぞれ「共生のまち」の中には、「障がいの社会モデルの理解を広げる」、2として「生活環境のバリアフリー化の推進」ということで、推進の視点と推進の施策を記載しております。

2の「安心して心豊かに暮らせるまち」の中には、それぞれ4つの施策の方向につきまして、同様の推進の視点と推進の施策を記載しております。

3の「自分らしく生き生きと生活できるまち」につきましても、同様に7つの視点から記載している状況でございます。

次に、22 ページ以降につきましては、第4期障がい福祉計画、行動計画を記載しております。

1の「障がいのある人の自立に向けた基本目標」として、(1)「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということで、施設入所者の地域生活への移行の目標値を記載しております。(2)「福祉施設から一般就労への移行」ということで、一般就労移行者数、就労移行支援事業所利用者数を記載しております。

23 ページには、「福祉サービス必要量の見込」として、(1)「指定障害福祉サービス」には、「居住系」「訪問系」「日中活動系」「相談支援」があり、それぞれのサービスについて「充実」と「利用促進」、サービス量の見込みが記載されております。

次に、27 ページ、(2)として地域生活支援事業では、「地域生活支援事業」の充実と利用促進、見込みを記載しております。

最後に、29 ページになりますが、この計画につきましては、「福祉」「保健」「医療」「教育」「住宅」「雇用」「生活環境」など生活のあらゆる場面に関連しており、理念実現のための検証には様々

な団体や市民の方々の参画が不可欠でありまして、その中心を担っていただくのが、この計画策定の中心となりました「石狩市地域自立支援協議会」です。この計画の取り組みやサービスの実行性を高めるためには、障がいのある方や家族、団体との意見交換を通じて、ニーズの把握に努めるとともに計画の理解を広める体制の構築が必要であり、進めていきたいと考えております。

今後、この計画の策定にあたり中心となっていました、石狩市地域自立支援協議会福祉計画策定グループでの最終議論と市民からのパブリックコメント等の意見を踏まえまして、今月中旬を目途に、この計画を確定していく予定としております。

私からの報告は以上でございます。

○後藤会長

有難うございました。ただ今、石狩市障がい者福祉計画についての報告がございましたが、今の段階で資料を読んでいただいて、報告を聞いて、質問があれば聞いていきたいと思えます。分からないところの確認が主になると思いますが、如何でしょうか。

では、私から一点訊ねたい点があるのですが、6 ページに障がいのある人の総数として、様々な障がいを含めて 3,871 人と書いてありますが、これは、手帳を持っている方で、日本の障がい者の数は、手帳を持っている人に決められております。問題になっているのは、手帳を持ちたくないとか、申請しない人は、この計画の中ではどう扱われるのでしょうか。

○伊藤課長

ただ今のご質問にお答えいたします。

こちらに記載させていただいているのは、あくまでも手帳を持っておられる方の数ということになりますが、7 ページの 5 のところに記載されていますとおり、実際手帳を持っていない方でも、会長がおっしゃったとおり、福祉サービスを利用されている方がいらっしゃいます。こういった方につきましては、私どもの方で、実際手帳を持っている、持っていないに関わらず、こういった福祉サービスを利用されている方の部分も踏まえまして、計画を作ったり、現在の計画のときには、そういった方へのアンケートを実施しています。

必ずしも、計画の対象者という意味では手帳を持っている方ではなく、難病の方もそうですし、自立支援医療の適用を受けている方々に対しましても、対象と考えております。

○後藤会長

手帳がなくてもサービスが受けられるということでもいいのでしょうか。

○伊藤課長

はい、そうです。

○後藤会長

市の方では、手帳を持っている方は当然確認しているのですが、手帳を持っていない人は、障がい者ごとに確認する作業を行っていますか。知的障がい者はどのくらい、何人、手帳を持っている方はいるとかいないとか、そういう確認の作業はしているのでしょうか。

○鈴木主査

まず計画の 5 ページを再度ご覧いただきまして、5 番、計画における対象者ということで、手帳を所持している方、難病の方、自立支援医療制度の適用を受けている方、また、お子さんでいますと、療育の必要な児童ということで、今申し上げたとおり、手帳をお持ちの方もしくは障

がいをもっている、障がいをもっていなくても生活に困難を抱えている方を対象としており、どれぐらいその方々がいるのかというと、7 ページの障がい福祉サービス利用状況ということで、こちらのサービスにつきましては、在宅における訪問ヘルプのサービスや居住系のグループホームで生活される、施設に入られる、もしくは日中の活動支援ということで、就労の移行支援、就労するための移行のための支援、実際に就労として継続されることで、こういったサービスにつきましては、手帳を持っているか、持っていないということよりは、サービスを受けるにあたって必要かどうかということで、医師の診断を含めて、また、こちらに記載していませんが、サービスを利用するにあたって認定審査会というものを持っていまして、そちらの認定審査会に個々の申請をいただきまして、その中で、障がいの支援度をどのくらい必要なのかということで、区分認定をいたしまして、その認定に基づきまして、こちらのサービスを提供する。そう意味で話をまとめさせていただきますと、手帳を持っている、持っていないということではなくて、その方にとって障がいに対する生活の困難度がどれくらいあるのかという観点で、この計画についても、相対的な対象者というかたちで計画に位置づけています。

○後藤会長

22 ページ以降に行動計画があり、数字が入っていますが、その数字の出てくる母体が、もし、手帳を持っている方が母体となっているのであれば、持っていない方も結構いらっしゃるのであれば、行動計画そのものの数字がずれ込んでくるのではないのかと心配があったものですから、総数の確認は、とても重要ではないのかという意味で質問いたしました。

○鈴木主査

そういう意味では、総数をどうやって把握していくのかということでは、当然、手帳だけの人数が必要な方ということではないですし、なかなか難しい部分もあると思います。

一つの目安として、手帳を持っている方はこれぐらいいます、手帳は持っていないが相談のサービスを必要とする方はこれぐらいいます、ということを示すために、障がいのある人の状況ということで、二つの観点から数字を掲載させていただきました。

○後藤会長

実態が分かりました。

他に何か、この計画に対しての質問を伺いますが、如何でしょうか。

では、これに対して質問があれば後ほど伺います。先に進んで参りたいと思います。

2 番目に、「石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について」の報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田森課長

高齢者支援課の田森と申します。私からは、石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の概要について、本年 2 月 12 日に開催いたしました「第 5 回石狩市介護保険事業計画等作成委員会」が終了いたしましたことを踏まえまして、2 月 16 日に当該委員会から答申をいただきましたことから、お手元に配付の資料に基づき、ご報告いたします。

石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画、平成 27 年度～平成 29 年度、資料の 2 枚目をお開き願います。

このページには、本計画の目次となっております、第 1 部に計画の主旨等の「総論」、第 2 部

に「高齢者保健福祉事業」、第 3 部に「介護保険事業」の構成となっております。

1 ページをお開き下さい。

第 1 部総論の第 1 節「計画策定の背景と目的」についてですが、現在の日本や石狩市が置かれている現状、さらには、今後予想される状況などについて触れ、本計画の意義や方向性等について記載をしております。

4 ページをお開き下さい。

第 2 節「計画の位置付けと期間」についてですが、「高齢者保健福祉」の基本的な政策目標を定めるとともに、「介護保険事業」に係る保険給付や提供量について、一体的な計画として策定しております。

また、計画の期間は、「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者を迎える 2025 年に向け、「地域包括ケア」を更に推し進めるスタートの計画であると位置づけ、期間は「平成 27 年度～平成 29 年度までの 3 か年間となっております。

28 ページをお開き下さい。

「地域密着型サービスの検証」では、第 5 期計画において見込んでいた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は達成していますが、「認知症対応型共同生活介護 2 床」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 9 床」の増床を介護職員等の確保などが困難などの理由により、凍結となっておりますが、当該施設につきましては、管内的比較においても整備が進んでいる、また、第 6 期計画から特養の入所基準が要介護 3 以上と変更となり、待機者が大幅に減るなどを考慮し、第 6 期計画での施設整備につきましては凍結施設を含み新たな位置づけとして、計画をしないこととしております。

次に、31 ページをお開き願います。

本計画の基本目標であります、基本的な流れとしては、前回の計画の枠組みを踏襲（前回、基本目標の 2 と 3 を統合）した 4 つの基本目標となっております。

34 ページをお開き願います。

高齢者保健福祉事業であります、ただ今、ご説明いたしました 4 つの基本目標と施策の方向、更には必要な事業メニューと主要な施策の内容について 57 ページまでにわたり掲載しております。48 ページをお開き願います。

（5）として「新しい総合事業の推進」を設定いたしました。次期計画期間で予定されている介護予防における訪問介護及び通所介護が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行することを見据え、第 5 期計画において「介護予防の推進」として行ってきた「通所型介護予防事業の推進」や「介護予防教室」等を新たな分類として設定しております。

58 ページをお開き願います。

ここからは、第 3 部「介護保険事業」となります。

本事業の基本方針についてであります、前回の計画の枠組みを踏襲した 7 つの基本方針を柱としたものとなっております。

次に 59 ページをお開き願います。

平成 29 年度の高齢者介護の姿についてであります、前回の計画の枠組みを踏襲した 3 つの姿を柱としたものとなっております。

64 ページをお開き願います。

介護給付サービス別の利用人数の見込を示しております。高齢化率の伸びに加え、介護認定者数の増加等に伴う対策である具体的な介護サービスといたしまして、表（２）の地域密着型サービスの④小規模多機能型居宅介護、「平成 27 年度」に 1 ヶ所（定員 29 名）、を計画しております。

70 ページをお開き願います。

地域包括支援センターでは、権利擁護事業の活用促進や、地域包括ケアの推進など、今後ともより強力な支援体制を構築して参ります。

次に 71 ページをお開き願います。

介護保険事業費等の見込みと保険料についてであります。平成 27 年度から 29 年度の利用者見込みと、報酬改定による給付費の 2.27%減少分を考慮して算出した介護給付費の見込み額を示しております。

3 年間の介護保険事業の給付費見込み総額は約 132 億 5,100 万円となります。

下の円グラフを見ていただきたいのですが、グラフに示すとおり、総給付費のうち、50%については、調整交付金の 5%、国、道からの負担金の 32.5%、市の負担金の 12.5%で支出し、残りの 50%を第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の保険料で支出することになります。

平成 27 年度からは、第 1 号被保険者が 1%増の「22%」、第 2 号被保険者が 1%減の「28%」に変更となっております。本計画での第 1 号被保険者の保険料収納必要額は、約 30 億 5,500 万円の推計となっております。

72 ページをお開き願います。

「所得段階設定の変更について」であります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、国において標準段階設定が 6 段階から 9 段階に変更されることに伴いまして、本市の所得段階別設定におきましても、現行の 8 段階から 10 段階に変更することといたします。

次に「費用負担の能力に応じた負担の要素強化について」であります。「合計所得金額 290 万円以上 350 万円未満」の段階区分について負担割合増の緩和を行うことといたします。

この考え方にに基づき、本市においては保険料の所得段階別設定を 73 ページのとおり、第 5 段階を基準額とする 10 段階設定とし、被保険者の費用負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定を行うことといたしました。

なお、第 1 段階から第 3 段階につきましては、国の低所得者対策による保険料軽減の影響によるもので、平成 27 年度及び平成 28 年度については上段の、平成 29 年度については下段の負担割合を用いることとなります。

次に 74 ページをお開き願います。

所得段階別の被保険者数ですが、こちらは平成 26 年度の所得段階別加入割合から平成 27 年度以降の数値を予測したもので、第 1 号被保険者数の 3 年間の合計は、一番上の段の右側に記載のとおり、第 5 期計画比「6,405 人」増の 53,877 人を見込んでおります。

最後に 75 ページをお開き願います。

第 1 号被保険者の保険料についてですが、これまでご説明させていただきました内容を踏まえて算出いたしますと、3 年間一律の保険料基準額が月額で 5,050 円となりまして、現在の基準額であります 4,450 円から 600 円の上昇となり、各所得段階別の保険料額は下の表のとおりとなっ

ております。

なお、本計画につきましては、昨年 12 月 17 日から本年 1 月 16 日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。ご意見などはなかったことをあわせてご報告を申し上げます。

以上で平成 27 年度から平成 29 年度までの「石狩市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」についての概要を報告させていただきます。

よろしくお願いします。

○後藤会長

有難うございました。

今二つの計画、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画についての報告を聞きましたが、この報告の中での質問があれば伺います。何かございますか。これについても、後から質問を伺うときを設けますので、先に次の方に移って参りたいと思います。

三つ目は、石狩市子ども・子育て支援事業計画についての冊子がございますが、そちらをご覧下さい。報告お願いいたします。

○池田課長

子育て支援課の池田でございます。私から子ども・子育て支援事業計画のご報告をさせていただきます。お手元の資料に沿ってご説明いたします。

はじめに、目次をご覧下さい。

この計画は、「第 1 章計画の策定にあたって」から「第 2 章子どもと子育て家庭の現状と課題」「第 3 章計画の基本的な考え方」「第 4 章事業量の見込みと確保方策」「第 5 章分野別施策の展開」「第 6 章計画の推進」以上 6 章による構成となっております。

それぞれ簡単にご説明させていただきます。

まず資料の 1 ページ目、「第 1 章計画の策定にあたって」、この章におきましては、1 ページ目において、これまでこの計画が、国または地方の取組みを踏まえて、本市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏襲し、市民や教育・保育従事者、地域、行政、企業が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定するものでございます。

2 ページ目をお開き願います。

計画期間は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間です。併せてこの計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、有効期限が延長されております「次世代育成支援対策推進法」で可能とされる、「次世代育成支援行動計画」と一体のものとして策定するものです。

5 ページをご覧下さい。

社会背景といたしまして、現在我が国は、「少子化危機」ともいべき状況であること、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の要請があること、社会環境の変化により、子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりが、社会一体、地域一体となって取り組むべきもの、としております。

続いて、7 ページをご覧下さい。

「第 2 章子どもと子育て家庭の現状と課題」、7 ページから 12 ページに渡りまして、人口、世

帯、教育・保育施設等の利用の現状など、本市の子ども・子育て環境について記載しています。

13 ページからは、次世代育成支援対策特定事業の進捗状況について記載しています。次の 14 ページから 26 ページにおきましては、アンケートまたはヒアリング結果からみる市民ニーズについて記載しております。

27 ページをご覧ください。

「第 3 章計画の基本的な考え方」、この計画は、平成 21 年度に策定いたしました「こども・あいプラン」における「子どもの権利条約」における基本的な考え方を基底とすることを継承していきたいと考えております。

28 ページから 30 ページにおきましては、この基本理念・基本目標、30 ページの支援体制、これについて記載しております。

続きまして、31 ページをご覧ください。

「第 4 章事業量の見込みと確保方策」について記載しております。

31 ページ、まず、法律により当該計画の策定にあたっては、「教育・保育を提供する区域」として、石狩市においては、旧行政区域に基づく、石狩地区、厚田地区、浜益地区の 3 区域とさせていただきます。

32 ページにおきましては、地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、表でお示しさせていただきます。

33 ページから 36 ページにおきましては、必要事業量算定の基礎となります、子どもの人口の見通し並びに算出方法について記載しています。この算出方法につきましては、まず、子どもの推計人口を予測いたしまして、先ほど述べました市民ニーズの把握により、それぞれの事業の需要度を計算式において掛け合わせて、事業量の予測を行っているところでございます。

45 ページからご覧ください。

それぞれ、私どもが予測いたしました数値、市民ニーズをどのように確保するかということについて、58 ページまで述べております。

45 ページの「1 利用者支援事業」、これは新規ですが、次のページ「2 地域子育て支援拠点事業」次のページ「3 妊婦健康診査」「4 乳児家庭全戸訪問事業」、49 ページ「5 養育支援訪問事業」50 ページ「6 子育て短期支援事業」、51 ページ「7 ファミリー・サポート・センター事業」52 ページ「8 一時預かり事業」、54 ページ「9 延長保育事業」、55 ページ「10 病児・病後児童保育事業」、56 ページ「11 放課後児童クラブ」、58 ページ「12 実費徴収に係る補足給付を行う事業」「13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」この二つは新規事業でございますが、それぞれ記載させていただいております。

59 ページ、「第 5 章分野別施策の展開」で、施策体系でございますが、当該計画は次代の社会を担う子どもを総合的に支援するものであり、「こども・あいプラン」で築き育んだものを継承するものです。このため、教育・保育事業を含めた総合的な子育て支援計画として、国が推進する「健やか親子 21」や石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなどで示された考え方や施策を反映し、この体系のもと、児童福祉法の目的である「児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成される」石狩市を目指しているところでございます。

なお、60 ページから 82 ページまでにおきましては、各施策の中から「重点施策」として位置

づけた上で、施策を展開していくことを述べております。

83 ページをご覧ください。

最後の「第 6 章計画の推進」、この計画は、ご覧いただいたとおり、多岐にわたっておりまして、関係機関、団体、企業等と連携を取りながらの、地域社会全体の取組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。また、石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の確認や対策検討、課題の検討等を進めて参ります。

84 ページをご覧ください。

計画の進捗管理については、PDCA サイクルによる推進・管理体制をもって、計画を推進いたします。この際、85 ページ以降に記載している成果目標を設定したしまして、達成状況を把握しながら計画を進めていくとしていくところでございます。

以上簡単にご説明させていただきましたが、市民参加手続き、現在、市民意見の公募を、前月の中に終えておりまして、この回答も含め現在手続きを行っているところで、また、この手続き終了後、この計画策定を市長決定として取り進めて参りたいと考えております。私からは以上です。

○後藤会長

有難うございます。

同じ質問です。今の報告をうかがって、何か子ども・子育て支援事業計画に関する質問があれば伺います。よろしくお願いいたします。

私の方から一点、とても気になる点が一つあります。48 ページお願いします。

「乳児家庭全戸訪問事業」がありますが、とても気になっている事業です。要するに、福祉事業の中で、日本の福祉事業は申請主義なのです。サービス提供窓口に来てはじめて、様々なサービスを提供するようなシステムになっていますが、これはアウトリーチを行っている数少ない事業の一つなのです。その中で、実績のところでは気になっているところですが、339 人出生届があって、実際にやっているのが 335 人です。4 人はどうなっているのか、要するにせっかく行っているのに会えなかったということですね。アウトリーチをして、事業体の方でサービスを提供しているのですが、受け取れないという人がいるのだなと、改めて知りました。1 歳とか 1 歳半とかの乳幼児保健検診に来ない人の中に結構、問題を抱えている家庭があると言われていました。何か理由があって拒否しているのか、聞いておきたいと思います。

○鈴木委員

会長が言われましたとおり、非常に大事なところかなと思い聞いていました。元々、この事業は、児童虐待を発見できないケースを、いかに発見するという事で出来ています。ですから、問題は、今 4 件ですが、その他に、挙がってきていないが、医療機関等含めてかかっているケースがないわけではないのではないのかと考えられ、見えない部分の把握の仕方を、何か行っているのでしょうか。

○後藤会長

問題がないと見ているのか、重大な課題を抱えているが、いるのに会えなかったのか、その辺どうでしょうか。

○池田課長

両委員のご質問にお答えいたします。

事業の統計処理上、こういった表現にならざるを得なかったところでございますが、ご安心いただきたいと存じます。石狩市において出生した乳児は、この全戸訪問事業以外で、全て把握することができております。この後の隠れた病気を含めた課題の把握につきましても、様々な機会を通じて、保健指導の補足、追跡などの作業を通じて、実績に表れてこない対象の子どもたちを補足しているところであります。

○後藤会長

そうであればいいのです。補足していないで、問題を抱えていながら漏れてしまっていて、制度がありながらも対応しきれていない部分があるともったいないなと思ったものです。

全部に関わるものですが、国では、様々な福祉サービスがありますが、申請して来なければサービスがあっても受けられないシステムになっています。申請してくる人はいいいのです。でも申請してこなくて困っている人をどうするのか、ということが問われていると思います。そのときに、アウトリーチするような能力が行政側にあるのであれば、問題ないのですが、そんな潤沢な人手を抱えている役所ではないと思います。ですから、制度がありながらも漏れてしまうことを、いかに無くしていくかということを問われるのではないかと思います。言葉で言えば、申請主義からアウトリーチへと、そのとおりなのですが、それが出来ない事実も知っておりますので、そこをどうやってクリアしていくのかということが、石狩市の福祉の質を高めていく根幹ではないのかなと思っております。

他に何か質問ございますか。

今言ったことは、この後の本題であります「りんくるプラン」についても関わりのあることですが、今日の本題である審議の対象であります「新りんくるプラン」の説明を受けて、石狩市の理想とすべき、地域福祉のあり方みたいなものについて、皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、説明お願いいたします。

6 審議

○桑島課長

地域福祉計画を所管しております福祉総務課の桑島でございます。

私の方から、「新・りんくるプラン」につきまして、概要をご説明させていただきます。

現在の「りんくるプラン」は、本市の地域福祉の「推進」と「実践」を「協働」で進めるため、「第 2 次石狩市地域福祉計画」と石狩市社会福祉協議会の「第 4 期地域福祉実践計画」を合体させまして、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間、地域福祉を担ってきた現在進行形の計画でございます。

本年度が最終年にあたりますことから、27 年度からの第 3 次地域福祉計画、第 5 期地域福祉実践計画の策定に向け、新たに市民会議を立ち上げ、現計画の見直しや成果の確認などを進めてきたところでございます。

本年 1 月 13 日から 1 ヶ月間、新計画の骨子についてパブリックコメントを実施しております。ご意見がお一人から 2 件寄せられましたが、このご意見につきましては、内容を検討しており、

後日所定の手続きを持って公表させていただくこととしております。

「新・りんくるプラン」は、再び、社会福祉協議会との協働で策定しておりまして、基本理念の『地域力の向上により、共に支え合うまち“いしかり”』の続投を基本にいたしまして、新しい3つの柱を基本目標として定め、基本的視点を横軸に施策の位置づけを行ってきたところでございます。

これまで、毎年度末には社会福祉協議会と共に、「地域福祉」の浸透具合についての意見交換や第三者からのご意見をいただく機会などを設けまして、また、地域ごとに毎年実施しています地域福祉懇談会から寄せられる色々な声などから地域福祉の浸透を少しずつ感じるようになってきたところでございますが、今後、ますます進展する人口減少と少子化、高齢化、地域経済の衰退、これらに伴う税収の減少による行政サービスの維持困難など、加速する社会情勢は本市にも例外ではございません。

総合計画の福祉部門を補完し、まちづくりに、高齢者、こども、障がいのある方など対象とした、策定されました福祉に係る計画を「地域」というキーワードで括って総合的に結び合わせ、住み慣れた地域で誰もが健康で幸せに暮らせるような仕組みをつくって、これを維持し続けるための計画が「地域福祉計画」であり、言いかえますと、『地域力の向上により、共に支え合うまち“いしかり”』という理念を、市民の皆さんと一緒に、少しずつ確実に形にしていこうための足がかりだと考えております。

現計画と同様に、旭川大学の白戸教授に原案作りのリーダーシップをお取りいただきまして、ようやく「素案」の形にまとめあげたところでございます。2月末に開催のつくる会での最終的なご意見をいただきまして、本日、本社会福祉審議会に於いて諮問、答申をいただきまして、「最終形」になったものが決裁される予定でございます。3月中旬に「最終形」案という予定で、現在、取り進めているところでございます。

新・りんくるプランの中味につきましては、事前に配付させていただき、色々ご検討いただいたと思いますが、かいつまんで、つくる会を担当してきました福祉総務課の高井からご説明させていただきます。

○高井主幹

福祉総務課高井でございます。

引き続き、地域福祉計画「新・りんくるプラン」素案の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、地域福祉とは、それぞれの地域におきまして、人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

本計画は、近年の社会環境の変化も踏まえながら、「自助、共助、公助」として連携を図り、地域ぐるみで課題を解決していこうとするものです。

素案の5ページをご覧ください。

本計画は、現在策定中である市の総合計画を基盤として、保健福祉に関わる各種計画との整合を図りながら、今後5年間にわたる計画として現在策定作業を進めております。

また、本計画は、本市の地域福祉推進の中心的担い手であります「石狩市社会福祉協議会」の実践計画としても位置付けられ、市と社会福祉協議会が計画の実践も含め、協働で地域福祉を推進していこうとするものでございます。

続きまして、21 ページをご覧ください。

本計画の策定にあたっての課題につきましては、国が設定する課題、全計画から引き継ぐ課題、また、社会福祉協議会で開催してきた「地域福祉懇談会」でのご意見等を整理するとともに、市民会議であります「石狩市地域福祉計画をつくる会」での協議により、大きく 3 点を重点課題として挙げました。

1 点目は、各世代や地域特性を考慮した「地域の絆」「ふれあいの場」づくりです。地域町内会における担い手不足や固定化、また世代間交流の減少など、地域の絆やふれあう機会が少なくなっています。

また、特に厚田区、浜益区における高齢化に伴う生活に直結する課題や、石狩地域における相互扶助の困難性など、それぞれの地域特性に応じた地域コミュニティづくりが求められています。

2 点目は市民ニーズに適切に対応した福祉サービスの提供と包括的な支援体制づくりです。福祉分野では、サービスも多岐にわたりますが、提供者の連携が十分とは言えず、迅速かつ効果的な相談体制が不十分であるなどの課題があります。

また、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を巡る問題の深刻化に伴い、生活困窮者自立支援法に基づく新たな取組が必要となっています。

3 点目は、市民とのパートナーシップを推進するための情報共有と役割分担です。現計画においても支援が必要な人に対して地域で支えていく体制を構築する動きが見られますが、地域によっては、その体制づくりや、担い手が不足しているなどの課題もございます。

また、災害時などにおける要援護者の情報提供については、地域における見守り活動に十分に活用できないなどの現状もあることから、今後さらなる支援体制を確立していくことが求められます。

23 ページをご覧ください。

本計画では、これらの課題の解決に向けて、現りんくるプランの基本理念であります「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」を引き継ぎまして、「コミュニティ、サービス、パートナーシップ」という 3 つの大きな柱を基本目標として、施策の方向を定め、各施策や事業を展開します。

26 ページをご覧ください。

基本目標 1 は、「市民主体の地域福祉コミュニティづくり」です。

ここでは、各世代に福祉への意識を育むため、福祉教育に関する機会の提供や、それぞれの地域特性に応じ、「共助」の視点に立った取組みを推進します。

また、地域福祉の推進に欠かすことのできないボランティアの育成と、活動の活性化を図るため、これまで実施してきた「ボランティアポイント事業」をはじめ、在宅支援や社会参加へのきっかけづくりを新たな視点として、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

32 ページをご覧ください。

基本目標 2 は、「市民ニーズに応じた福祉サービスの提供」です。

ここでは、多岐にわたる福祉サービスの情報を適切に、わかりやすく伝えるため、情報提供の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの体制整備を目指したコーディネーターの配置や、相談機能のネットワーク化を図り、相談者への包括的な支援を行うことができる体制づくりを目

指します。

また、判断能力が不十分な方や在宅での福祉サービスが必要な方、さらには生活困窮の方など、それぞれの福祉ニーズに適切に対応するため、各種施策を展開して参ります。

37 ページをご覧ください。

基本目標 3 は、「市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進」です。

ここでは、地域住民、民生委員、ボランティア、事業者等と行政とのパートナーシップにより地域福祉を推進するために、必要な情報を共有し、地域において支援が必要な人の見守りや支援を行うための体制づくりのための取組みを推進します。

40 ページをご覧ください。

ここでは、本計画の推進について示されています。

地域福祉施策を総合的な見地で推進していくためには、市の保健福祉施策だけではなく、多様な関連施設・機関の協力が不可欠であるため、市の担当部局はもとより、各種機関との連携を図りながら計画を実践します。

また、市を取り巻く環境の変化や社会経済情勢の変化、国の福祉施策等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の弾力的な運用を行います。

以上、私からは、計画素案についてご説明させていただきました。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○後藤会長

有難うございます。

先ほど、部長から諮問案をいただきまして、その中に、石狩市の地域福祉を推進するために、この計画を立てましたとの文言が入っていますが、今説明されました「新・りんくるプラン」というのは、石狩市の福祉計画の根幹となるものです。どちらかというと理念的な部分が多いわけですが、皆さん委員の方々が、どう感じられるのか意見を聞きたいと思います。それを通して、ある決議をしていこうということは難しい議案かと思います。今説明された方向性について、もっとこういう視点が必要ではなかろうとか、こういったポイントについて議論がどうなっているのかなど、そういった意見があれば、付帯事項として、後で、取りまとめていきたいと思っておりますので、その点を踏まえた上で、お答え下さい。

今、事務局の方から説明がありましたが、これを担当してきて責任をもって作成していただいた白戸先生が、来ていただいておりますので、白戸先生の方から、今何かお二人の方から説明伺いましたが、補足的な説明があれば伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○白戸委員

お二人からご説明がありましたので、言葉を重ねる必要はないかと思いますが、資料の 3 ページをお開き願います。

社会福祉法第 107 条、この地域福祉計画の策定した条項がございます。

ここに、1、2、3 というように、福祉サービスの適切な利用、福祉事業の健全な発達、住民参加の促進と、これは、高齢化への生涯福祉、様々な分野の福祉を進める際の基本になる事柄を、地域福祉という理念に沿って推進していこうという事業です。

特に、第 3 期の重点事項は、高井主幹の方から 21 ページで三点に渡って出されていますが、その前の 18, 19 ページで全国的な動静でいきますと、18 ページに「要援護者の把握と支援の地域体制をつくる」、これは災害対策基本法の改正が背景にあり、19 ページには、今年の 4 月から法律が施行されますが、生活困窮者の自立支援という二つの大きな流れの中を受けて、21 ページの第 3 期計画における重点課題 3 点を設定して、一つひとつの計画を立ち上げていったのです。18, 19 ページの全国的な課題の特徴というのは、一つは、制度の狭間の問題に光を当てて見過ごさない、福祉の課題を生活困難という幅広い視野の中で捉えて受けとめるということが共通しているところです。ここは、生活困難に直面している人々の発見をして、それを地域で解決していくための地域の共同体制をつくっていくという大きな流れの中に今の地域福祉計画のトレンドがあると、そういったところを是非捉えていただきまして、これらが、高齢介護も障がいも子育ても、あらゆる分野の福祉をこの地域福祉の基本的な項目を流通させることによって、それぞれの福祉が効果的に推進されるという構図になっておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○後藤会長

今、白戸先生から、根幹について、大切な部分が指摘されました。地域福祉を充実させていくためには、高齢であれ、障がい者であれ、子育てに悩んでいる方であれ、如何にして対象者を把握していくかということが問われているのだということです。私たち社会福祉審議会でも、元々言われていますように、制度はあるが制度を利用する人たちがどのくらいいて、どのくらいサービスを求めて市役所に来てくれるかということが問われると思います。話を元に戻しますが、対象者の発見ということについて行政側が色々な工夫をしてやっていくのだと思うのですが。そういったことが根幹にあってつくられた「りんくるプラン」であるということです。

それを忘れないで議論していただければ有難いと思います。

何かあれば、質問、意見があれば伺いたいと思います。どうぞご自由に意見を披瀝していただければ有難いと思います。宜しくお願いいたします。

○浅井委員

13 ページの生活困窮者の状況ですが、25 年度の 11.7 という率は、世帯の率ですか、それとも人数の率ですか。

○桑島課長

保護率は、市の人口に対する、被保護人数の割合です。それが全体のどのくらいの割合を占めるのかということを千分率、千分の一の単位で表しているもので、11.7 パーミルとなります。

○浅井委員

ちなみに 11.7%という数字は、札幌とか道内平均で比べると高いのでしょうか、低いのでしょうか。

○桑島課長

この 11.7%の時点では、全道市の中では 2 番目くらいに低い状況でしたが、1 月末現在では 12.7%まで上がっており、これは全国的な傾向です。札幌市の場合は、道都になりますので人口が集中しがちな傾向がございますので、今のところ 38%くらいになっている状況です。札幌市の周辺のまちは十いくつというくらいの数字という状況になっております。

○浅井委員

もう一つ、全体を通じて大変充実した内容で感銘を受けたわけですが、一点だけ、私の見た限り依存症に関することに触れられていないということです。この計画は、平成 31 年度までの長期にわたる計画であるから、おそらくその頃には、多分依存症という話は今と比較にならないくらい大問題になっていると思います。

依存症の話というのは、そもそもこの計画の中で、対応すべき課題ではないということなのか、それとも他の大きな課題が山積していて、そちらの方に予算と人員が集中しなければならないのか、手が回らないということなのか。

○後藤会長

具体的にいうと、アルコール依存症、薬物依存症とか、そういったことですか。

○浅井委員

全部です。皆さんご存知と思いますが、この前、厚労省がはじめて推計値というものを出して、今、会長が言われたアルコールとか薬物とか、他に買い物依存とか、インターネットとか色々あります。そういうのをあわせると、全部で一千万人くらい、この数字の信憑性事態は色々議論があって、あまり正確ではないのではないのかという話もございます。いずれにしても、これから間違いなく大問題となってくると、私は思っているのです。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○後藤会長

依存症の問題のとらえ方、市はどのようにとらえているのでしょうかという意味だと思います。

○沢田部長

実態も含めて石狩市の中で、色々な生活困難を抱える方の中で、アルコール依存症で断酒会に行っているだとか、そういった個別の救済の際の人しか見てないかたちで把握している部分もありますが、具体的にどの計画に載せるのか、今回の地域福祉計画の中では、この具体部分は正直に言って考えておりません。ただ、来年度、27 年 4 月から健康づくり計画の策定の年になりますので、そちらの方でいくと、思春期対策、自殺、薬物依存とか色々な要素も踏まえて、健康推進担当の方と相談をさせていただきたいと思います。

○後藤会長

よろしいでしょうか。

○白戸委員

依存症の話は、つくる会の中では具体的な話はありませんでしたが、あくまでも一般論ということであれば、むしろ地域福祉計画は、依存症という障がいとか疾病とかに着目するよりも、生活困難とか生活困窮などの結果に着目して、出口は障がいの法だったり、医療であったりとかいうふうに見つけて出口に繋げていくという、その地域の仕組み、制度間の仕組みをしっかりとつくっていく、そこに主眼を置いている、そういった計画だろうと思います。もちろん、生活困窮者自立支援法の中には、家計支援とか、金銭自立支援とか、生活建て直し支援とか、そういったものがございしますが、むしろ、地域福祉計画の中で全てが抱え込むのではなくて、受け止めて様々な専門的な制度の方に繋いでいき、総合的な解決を図っていく、その仕組みをつくっていく計画が、地域福祉だと承知しております。

○後藤会長

私の方から、気になることを一つお伺いしたいと思います。

「地域福祉とは」いう定義がございまして、地域の人々のつながりを大切にして、お互い助けたり助けられたりする関係の仕組みをつくると紹介されましたし、そう書かれているのです。地域福祉を実践していくためには、石狩市民が市の方向性を理解するのかということが問われていると思います。今説明されました「新・りんくるプラン」は、まさに石狩市はこのような方向で行いますという表明を示したプランであると思うのです。この表明を、市民に対してどうやって知らせるのか、知らせていくつもりなのかということを知りたいと思います。市民の協力なくして市の地域福祉計画は実行に移せないわけで、お互いに助け合うという言葉で、「地域力の向上」と言われていますけれども、市の考えている地域福祉のあり方みたいなものを、どういうふうにして市民に周知、徹底していくのだろうかということが、私の中では気になる場所なのです。せっかくここまで積み上げてきた計画を、市民に知ってもらおう努力は、必要かと思うのです。それは、どう考えていらっしゃるのでしょうか、ということです。

○桑島課長

つくる会のメンバーの中からも、地域福祉計画というものがどういったものなのかということ、市民の方の中に計画という形で理解されているわけではないという話が出てきて、それをどのように分かってもらえるものか、という話も数々出てきました。41 ページに「広報・PR の充実」ということを謳っておりまして、この中でも触れておりますが、その年代別に様々な手段、違う手段を使ってPRしていくのが大切であるというような声もたくさん出ておりまして、そういったことは具体的には、プランそのものには書かれておりませんが、その都度、何かしら別の形を変えて考えてPRしていく必要は、私ども色々なかたちで取り組まなければならないと理解しています。昨年から、社会福祉協議会では壁新聞を発行し、その中で、地域福祉とは何かというかたちではなく、色々な事業をやっていますというかたちで、地域福祉を広く理解していただくため、町内会館とか、公共施設とか、そういうところに壁新聞を張り出して見ていただく機会を増やそうということも行っておりまして、このお陰で、事業に関して地域福祉計画の中で位置づけられた事業についての理解は、市民の方々に伝わっていることが分かってきたところですので、こういったことも含め、直接市民の方に語りかける、例えば、地域福祉に関連した講座の折ですとか、色々な事業の折に、これも地域福祉計画の一部ですが、地域福祉計画のことをわざわざ伝えなくても、これが皆さんの中に浸透していったら、市役所と一緒に市民の皆さんがやって下さいという声をかけていく、初歩的な、基本的なものと思いますが、こういうことの繰り返し、やはり必要なのだと考えておりまして、具体策につきましてはそれぞれの場合で検討して参りたいと考えております。

○後藤会長

根幹の部分ですので、幾つか努力しているようではございますけれども、今後、検討するということもあるようです。石狩市民の理解のレベルは色々あるとは思いますが、こういう計画の柱の部分の周知徹底の努力はして欲しいと思います。この計画の周知徹底の仕方については、要望したいと思っております。

浅井さんからは、すごく立派なものできて感激しましたという意見がありましたが、他に何かありますでしょうか。

○向井委員

生活困窮者の中で一番重点になるのは、生活保護受給者ではないのかと思いますが、現実問題として生活保護世帯よりもまだ低い所得の方がいると思うのですが、その辺の対策はどうでしょうか。

○後藤会長

それはすごく大きな問題となっております。

○向井委員

高齢者福祉計画等にも謳っているのですが、基本的には生活保護受給者を対象にしていますが、現実には、まだまだ中にはお上の世話にはなりたくないという高齢者もいますし、あるいはまた、逆な状態で申請主義ですから、申請しない方もいらっしゃいます。そういう方の把握というのは、どうですか。

○後藤会長

それは、度々ここで問題になっていますが、今の役所の立場は、来なければ、それ以上関与しないというものです。向井委員からもご質問がありましたとおり、実際には、生活保護基準よりさらに低いところで生活している人はいるのではと、それに対してどうするのだということです。

○桑島課長

実際に市役所が色々なかたちで関わっている市民の方々の中で、保護申請されなくても困窮状態にあるということは、例えば保健師だったり、色々な相談事業のときに相談にみえたり、民生委員さんが回られる中に気がつかれたりなど、色々な状況で接点を持っている方は、状況が分かりますので、申請というかたちではなくても、困窮をしているということで相談にのるということは様々場面がございます。今回の場合、生活困窮者自立支援法という法律が４月から施行されて、これが、先ほど後藤会長からお話のありました申請ベースではなくてアウトリーチによって、こちらから歩み寄って困窮されている方の本当の理由を探して、その解決に向けて一緒に歩いていこうということを掲げている法律です。具体的に、どんなかたちで動き出されるのか分かりづらいところですが、この事業に自立支援の相談事業がございますので、それをメインにやろうということになるところです。その中で、困窮の度合を、まず具体的な数字を掲げることよりも、どんなことがこのまちに本当の困窮の理由があるのかということを含めて、その辺の検討から入っていかなければならないと思いますが、その窓口を、４月から設けるということで、さらに広げた相談を受けて、一緒にそちらの方に歩んでいけるような体制が取ることができるよう、計画しています。

○後藤会長

全体の難しさはありますが、生活困窮者自立支援法が、自立可能な方が対象になっていて、自立可能ではない人はどうになってしまうのかという向井委員の疑問に対し、低い年金だけで生活しているような高齢の方たちが、自立支援法の対象となるのかどうかという問題もあるかと思います。

○桑島課長

なかなか難しいところですが、それも市役所が市民の方たちの実際の情報に触れる機会の一つとして、実際には、保護の申請をして下さいというようなお話をすることになるかもしれません

し、違うかたちの支援、例えば医療費や、福祉のサービスなどを受けるかたちで、少しでも楽な方へ行ける場合もありますので、その辺は、心を開いていただけるような環境づくりに努めていくべきだと思っております。

○後藤会長

他に何か「新・りんくるプラン」を実行していくにあたって、お考えのことがあれば伺います。

○北原委員

私も社会福祉協議会の立場で、地区社協活動、小地域の単位で声かけ運動をやったり、色々な活動を展開しているわけですが、特に最近感じるのは、この地域福祉計画もこの先どこまでの切り込みがこの後ろにくつつくのか、細かいものをつけなくても、考え方とか、これを成し遂げるためには、やはり、家庭の意識、地域の意識というのがある意味では意識付けされて、今言われた生活困窮になっている人に、手立てが必要であるという情報は、行政が全て把握したり、社協が把握したりするのは今の時代は至難の業です。この計画を実践するためには、やはり、地域の参加、地域の意思が一番大事なところなのだろうと思います。そういう部分では、この計画を実施していくのに、組立をしていくシステムづくりだとか、入り方だとか、そういうものを地域の人も、自分の立ち位置というものを、理解ができていて、自分はここのところは助けられるとか、こういう関わりを持てるという意識をどれだけ地域の意識を持ってもらえるだけ高めていけるのかということが一番基本になるのではないのかと考えます。どんな情報を提供して、どんな意思をくみ上げていくかというシステムをつくるときに、私も八幡の町内会の役員をやっていて、何十年も活動しているうちに 70 歳になりました。地域の人の意識を高めて、一緒に課題を検討して自分たちでできることはやっていけるという繋ぎをやっていくことが、とても大事ななと思ったときに、地域が動かされるような状態にあるのかなと感じます。私の町内会を見ると、年寄りばかりになってしまいました。民生委員もきめ細かく歩いてもらって、困っている人がいることの情報も吸い上げていく、そういう地域の中の横の連携だとか、意識だとか、一つになった動きかけをしたときの地域形成が、この先に高齢化が進んで、核家族化が進んで、浜益のように全部の集落が 50% 以上の高齢化になっていますが、私も八幡に住んでいて、すごく危機感を感じています。いつも思うことなんです、地域づくりということは、まちの計画を、まちの地域をどうやって進めていくのかというものが集約されていて原型がとれるようなところが必要だと思います。地域福祉計画の中にある、自助、共助、公助は大事なことであり、どんなかたちで一緒に参加してもらえるような形態をつくるかという努力も、この計画を進めていく上で大事なことでありと感じます。

○後藤会長

今、北原委員のおっしゃったことは、石狩市の地域力を向上させるために、欠くことのできない視点です。それにうまく合うようなものが出てくればいいのですけれど、それは、事務局にすごく期待しております。平たい言葉で言うと、住民の福祉教育をどうするのかということですね。福祉の意識の向上をおっしゃっていましたが、それは住民の意識が向上していけば、日本社会全体の意識は向上していくということでもあると思います。言葉で言うことは簡単ですが、実際には難しいことです。

そういったことが要望したいことの一点です。

他に何かございますか。

○白戸委員

今の会長のお話で尽きるのですが、今お話しにあった部分は、この計画でいうと、特に社会福祉協議会活動の中で培ってきたことだろうと思いますが、基本目標の 3、とりわけ 38, 39 ページのところに、地域の体制と支援体制、見守り支援体制のことがあり、それは、今日的な災害時の要支援者を含めた地域体制づくりというかたちになっていますから、ここがより身近なかたちで住民、市民一人ひとりが身近な問題として捉えて参画ができるのかというところは、やはりポイントとなるでしょうし、社協の一つの大きな出番になってくると思います。そこは、31 ページ、目標 1 の施策に、今回「ボランティア活動の見える化」を新規事業で提案しています。その下に、「在宅支援ボランティア」というふうに、先ほど見守り支援だけではなくて、様々なニーズに対応して地域の住民、ボランティア、民生委員を含めて、地域の中でどのような支援を作り上げていけるのかというような、一つの仕掛けを持ちながら、それを基本目標の 2、33 ページ、生活支援コーディネーターを要所に配置しながら、地域の中に入って、出向きながら地域の人たちと一緒に活動して、こういった発見、解決に向けた地域との協働体制を作り上げていく、そして、地域住民と行政との協働というものを実現するという、これは介護保険制度のシステムと協調していることですが、こういった仕掛け等をやりながら、34 ページの地域と一帯となった権利擁護体制というような新しいニーズにも応えていこうということです。これはこのままであれば、とても良い計画になるのですが。こういった主旨の中でちりばめて、この計画の仕込みをしておりますので、是非そこのところをご理解していただきたいと思います。

○後藤会長

この中の話題となっております地域力向上のために、こんなことを考えていますというところを、説明いただきましたが、生活支援コーディネーターは、民生委員みたいなかたちを考えていらっしゃるのですか。それとも、特別なかたちを考えていらっしゃるのでしょうか。

○社会福祉協議会 久保田課長

社会福祉協議会の久保田でございます。

生活支援コーディネーターにつきましては、今後、介護保険が平成 27 年から大きく改正されて、要支援の方々の支援が、予防給付から総合支援事業に変わっております。その中核となって動いていく人をイメージしています。実際この動きが、地域福祉の考え方と合致しておりますので、基本的に、何らかのかたちで将来的にリンクできるように、この計画に掲載させていただきました。

○後藤会長

分かりました。具体化はこれからの問題になるということですね。

○向井委員

これで定着すればいいと思いますね。

○白戸委員

地域福祉計画でコーディネーターの配置というものを立ち上げたというのは、石狩の大きな特徴だと思います。

○鈴木委員

足寄町は、おもしろい取組みを行っていて、コーディネーターというよりも役場の中にコミュニティワーカーを配置して、地域福祉計画の実施も含めてコーディネートを位置づけ、配置しているところもあります。

○後藤会長

参考にされたいと思います。

○白戸委員

去年の春にNHKで、コミュニティーソーシャルワーカーのドラマが9回シリーズで、大阪の豊中市社協をモデルにコミュニティーソーシャルワーカー配置事業、そういったイメージを地域で色々な課題を取り上げながら、地域の人と一緒に考えながら解決、地域の支援を創出していくという、行政と制度と一緒に連結していくというような、今の新しい地域福祉時代のトレンドの中で、チャレンジしていこうという新しい制度を介護保険計画と連動してこの計画の中で設けていきますので、是非期待していただきたいと思います。

○後藤会長

分かりました。

今日、自由に皆さんの意見を聴きましたが、お聴きする機会があつて感謝します。私のまとめとしては、一つは対象者の掘り起こしです。これは、待っていては中々把握できない部分があること。完全なアウトリーチをするというわけではありませんが、待っているだけでは、分からないし、掴めない、そういう人たちに対する対応策が求められているのではないかということ。地域力の向上を行うためには、やはり、地域の形成であるとか、地域住民の意識の向上というのをいかに高めていくことが問われているのではないのかということが強調されていると思います。

それともう一つは、せっかく作られた石狩市の地域福祉プランの骨格を、こういう方向で行くというものを、市民に知ってもらう努力は必要ではないのかということが指摘された部分ではないかと思います。

私としては、そんなことを感じました。その他、聴き漏らしたことがたくさんあると思うのですが、是非、事務局では、今、委員の皆さんが話されたことを、しっかり受け止めていただいて、「新・りんくるプラン」の実効性あるものにしていくことが問われていくということです。

他に何かございますか。

○向井委員

前に、介護保険計画の中で、平成 27 年から平成 29 年度まで 30 億くらいなのですが、過去の計画との比較はどのようになっていますか。第 2 号被保険者の金額も 600 円くらい上がっていますが。給付費の過去 3 年間の比較はどのような状況ですか。

○沢田部長

予算要求を議会に上げている中で、給付費につきましては、41 億円程度の予算要求をしております、前年度対比 3.6%増です。これは、サービスメニューが増えているということではなく、いわゆる自然増によるサービスの量が給付費に影響しているということです。こういうこともありまして、65 歳以上の第 1 号被保険者の支払う額が月額平均で 600 円ほど上がることとなり、これは、過去に例がないくらいの値上がりになります。ただ、札幌市や江別市など、特養などの増床計画を盛り込んだところは、この額では済みません。700 円とか 900 円ほど上がっているとい

うのが現実になっております。

○後藤会長

他になければ、今日の審議会はこれでもって終わりたいと思います。

この「新・りんくるプラン」は、承認されたということで、よろしいですか。

(承認)

有難うございます。私の方で、今日予定していた議案は全て終わりました。事務局から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

7 その他

○沢田部長

最後にお礼を兼ねまして、私から一言申し上げます。

今日は、「新・りんくるプラン」それと関連する 3 計画の説明をさせていただきまして、色々なご意見をいただきました。いわゆる生活困窮者の定義ということと、その把握と救済、例えば、国民年金ですと、単身でも生活保護まで至らない方、収入がある無しに関わらず、依存症の方、生活感に困り感をお持ちの方、これらの方々をいかに救済していくかというのは、これは、市としての責務であると思いますが、市役所がなかなか対象者をローラー作戦のように把握するのは困難であることが事実です。そこは、先ほどから皆さんが議論いただいている、地域の繋がりとか、見守り体制とか、いわゆる福祉への自覚ということ、そういうものを大切にしなければ、この計画は進んでいかないと思っております。

私ども、この計画の中でも、子どもへの福祉への意識というものでは、例えば、教職員へのセミナー開催とか、色々な意味で様々な仕掛けの種を撒いて、それが開花すれば、自然と福祉の心が芽生えるのではないのかなと思います。いくら頑張っても、少子高齢化という波は、対象者をどんどん増やしていきますので、今後とも、この綱引きが始まると思いますが、皆様方のご意見を頂戴しながらより良い行政に努めて参りたいと思います。

蛇足ではありますが、私も本年 3 月で退職します。また、桑島課長、田森課長も退職となります。この認識を十分に、後継に伝えていきたいと思っております。これまで、誠に有難うございました。お礼を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

8 閉会

○後藤会長

本日は、どうも有難うございました。これで終了いたします。

平成 27 年 3 月 30 日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦